

# 佐伯市人事行政の運営等の状況

人事行政運営における公正性、透明性を高めるため、地方公務員法第58条の2の規定により、佐伯市人事行政の運営等の状況を公表します。

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 職員の任免及び職員数に関する状況

平成18年4月1日 現在職員数	退職者	採用者 (県派遣含む)	平成19年4月1日 現在職員数
1,192人	55人	4人	1,141人

### (2) 部門別職員数の状況

部門	職員数(人)			部門	職員数(人)			
	H18年度	H19年度	対前年比 (人)		H18年度	H19年度	対前年比 (人)	
福祉関係 を一般行政 を除く	議会	8	8	特別行政	教育	178	164	-14
	総務	204	192		警察	0	0	0
	税務	56	55		消防	121	120	-1
	労働	0	0		小計	299	284	-15
	農水	95	95	公営企業等	病院	20	22	2
	商工	38	37		水道	48	47	-1
	土木	95	95		交通	4	3	-1
	小計	496	482		下水道	24	24	0
福祉関係	民生	149	145	その他	60	46	-14	
	衛生	92	88	小計	156	142	-14	
	小計	241	233					
一般行政計	737	715	-22	総合計	1,192	1,141	-51	

## 2 職員の給与の状況

### (1) 平成18年度職員給与費の状況(一般会計)

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	職員給与費(B)	職員給与費率(B/A)
決算額	82,588人(H19.3.31現在)	44,120,753千円	6,527,727千円	14.80%

### (2) 平成19年度職員給与費の状況(一般会計)

区分	職員数 (A)	給与費			合計(B)	1人当たり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
当初予算額	1,015人	4,124,623千円	539,685千円	1,811,170千円	6,475,478千円	6,380千円

上記(1)、(2)には退職手当を含みません。

### (3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況(H19.4.1現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	335,424円	42歳4か月
技能労務職	350,675円	45歳8か月

### (4) 初任給の状況(H19.4.1現在)

区分	初任給	採用後2年経過時
高校卒	135,660円	144,875円
大学卒	167,960円	178,885円

### (5) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況(H19.4.1現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
高校卒	207,670円	260,205円	323,380円
大学卒	252,890円	302,955円	351,120円

注) H18.4.1から給料を5%減額しています。

(6) 一般行政職の級別職員数及び平均給料の状況(H19.4.1現在)

区分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
標準的な職務内容	部長・次長 振興局長	課長・室長 困難参事	参事・課長補佐 困難係長	係長 副主幹	主査	主任	事務員 技術員等	事務員 技術員等	
職員数	18人	76人	273人	97人	55人	127人	86人	17人	749人
構成比	2.4%	10.1%	36.4%	13.0%	7.3%	17.0%	11.5%	2.3%	100.0%
平均給料	448,843円	427,547円	399,901円	344,298円	295,311円	250,192円	199,719円	171,687円	335,424円

標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(7) 期末・勤勉手当の状況(H19.4.1現在)

区分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.40月分	0.725月分
12月期	1.60月分	0.725月分
役職による加算措置	5～15%	

(8) 退職手当の状況(H19.4.1現在)

勤続期間	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分

(9) 諸手当の状況(H19.4.1現在)

手当の種類	内 容
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外扶養親族のうち2人目まで 6,000円 配偶者のいない場合、扶養親族1人目 11,000円 扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の子等 6,500円 その他の扶養親族 6,000円 特定扶養加算(16歳～22歳) 5,000円
住居手当	借家(12,000円以上の者) 最高27,000円まで 持家 2,500円(新築6年間は2,000円加算)
通勤手当	交通機関支給限度 月55,000円 片道2Kmから55Km未満までの21区分ごとに4,500円から27,200円まで
管理職手当	参事級以上の職員に対して支給 給料月額×役職に応じた支給率(5.6～12%)
特殊勤務手当	・大島航路の運航に従事する者 ・消防署職員で災害現場に出動した者 ・診療所に勤務する医師
時間外勤務手当	労働基準法の規定に基づき支給

(10) 特別職の報酬等の状況(H19.4.1現在)

区分	給与月額等	備考	
給料	市長	748,000円	条例に定める額から市長は15%、助役は10%減額している
	助役	644,400円	
	教育長	551,700円	
報酬	議長	410,130円	条例に定める額から5.5%減額している
	副議長	369,495円	
	議員	347,760円	
期末 手当	市長	6月期 1.60月分	
	助役	12月期 1.75月分	
	教育長	計 3.35月分	
	議長 副議長 議員	加算措置15%	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況(H19.4.1現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休憩時間	週休日
38.75時間	午前8時30分	午後5時	正午から午後0時15分まで	午後0時15分から午後1時まで	土曜日 日曜日

(2) 年次有給休暇の取得状況(H18.1.1～H18.12.31)

制度の概要	平均取得日数
全職員に対し、1年度につき20日間付与(前年度に未使用日数がある場合、最大20日を翌年度に繰越) 4月新採用者については15日	8.5日

(3) その他の休暇の種類

区分	内容	付与日数	
病気休暇	公務傷病、結核性疾患、その他私傷病の療養のため。	必要と認める期間	
特別休暇 (主なもの)	ドナー休暇	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供者として、検査、入院等が必要であるとき。	必要と認める期間
	ボランティア休暇	職員が自発的に無報酬で社会貢献活動を行うとき。	必要と認める期間
	結婚休暇	職員が結婚するとき。	9日以内
	産前休暇	一定期間内に出産する予定の女性職員が申し出たとき。	出産予定日の8週間前から出産の日まで
	産後休暇	女性職員が出産したとき。	出産した日の翌日から8週間を経過する日まで
	乳児養育休暇	生後1年未満の子を育てる職員が、その子の保育のために授乳等を行うとき。	1日2回、それぞれ60分以内
	忌引休暇	職員の親族が死亡したとき。	続柄に応じて付与 例:配偶者 10日以内 血族父母 7日以内
	子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員がその子を看護することが必要であるとき。	1年に5日以内
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護を必要とするとき。	連続する6か月以内での無給休暇	

4 職員の分限及び懲戒処分の状況(H18.4.1～H19.3.31)

(1) 分限処分

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分であり、その種類としては、免職、後任、休職及び降給があります。

処分事由	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	7	0	7
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
計	0	0	7	0	7

(2) 懲戒処分

懲戒処分は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分であり、その種類としては、免職、停職、減給及び戒告があります。

処分事由	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	1	0	0	0	1
(うち道路交通法違反に係るもの)	1	0	0	0	1
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	10	10	0	0	20
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	2	1	0	0	3
計	13	11	0	0	24

5 職員のサービスの状況

全ての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力で奉仕しなければなりません。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、地方公務員法の規定により、次の義務が課せられています。

- 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- 信用失墜行為の禁止
- 秘密を守る義務
- 職務に専念する義務
- 政治的行為の制限
- 争議行為等の禁止
- 営利企業等の従事制限

6 職員研修の状況 (H18.4.1 ~ H19.3.31)

(1) 大分県市町村職員研修運営協議会による研修

基本研修 (26名参加)

- ・幹部セミナー
- ・新任課長級研修
- ・新任係長級研修
- ・中堅リーダー研修
- ・40代キャリアデザイン研修
- ・傾聴コミュニケーション研修
- ・ミッションコーチング研修
- ・危機管理能力研修

職務研修 (39名参加)

- ・税務初任者研修
- ・法人住民税研修
- ・徴収滞納処分事務研修
- ・税務証明事務研修
- ・法制執務研修
- ・財務実務研修
- ・情報公開・個人情報保護法研修
- ・政策法務・条例試作研修
- ・話し能力開発研修
- ・住民クレーム対応研修

特別研修 (県職員との合同研修・3名参加)

- ・地域政策スクール
- ・政策立案のためのマーケティング講座

講師養成研修 (2名参加)

- ・接遇研修指導者養成研修
- ・地方自治制度研修

(2) 佐伯市独自研修

郷土出身者との交流研修 (15名参加)

職員基礎研修 (739名参加)

副知事研修 (幹部研修) (53名参加)

技術研修 (63名参加)

AED研修 (361名参加)

7 職員の福祉及び利益の保護状況

(1) 健康診断の状況

区 分	内 容
定期健康診断	加入健康保険組合による総合検診
各種がん検診	胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん

(2) 公務災害補償の状況 (H18年度)

加入団体	災害件数	災害の内容
地方公務員災害補償基金 大分県支部	6件	公務上、通勤上の負傷

(3) 職員共済会の運営状況

団体名	会員数	公費負担額 (A)	会員掛金 (B)	公費負担率 (A) / (A)+(B)	会員一人当たりの公費補助金額
佐伯市職員共済会	1,139名	14,343千円	19,180千円	42.8%	11,714円

主な事業内容

- ・各種祝金 (結婚祝金、出産祝金、入学祝金)
- ・弔慰金
- ・退会給付 (給付金、記念品)
- ・災害見舞金
- ・入院等見舞金
- ・永年勤続者表彰
- ・芸術鑑賞助成

8 公平委員会に係る業務の状況 (H18年度)

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

該当なし

公平委員会とは

地方公務員法第7条により設置する第三者による機関で、不利益な処分を受けた職員の不服申し立て等に対し裁決を行ったりします。

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

該当なし